

基発第0330003号  
平成21年3月30日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

### 職場改善用機器等整備事業について

小規模事業場における安全衛生活動、快適職場形成の推進を図るための関連機器の整備に対する助成については、平成18年3月30日付け基発第0330005号「職場改善用機器整備事業について」で示しているところであるが、今般、胸部デジタルレントゲン機能搭載検診車の機器整備事業を行うこととし、職場改善用機器整備事業推進要綱を別添のとおり改正したので了知されたい。

職場改善用機器等整備事業推進要綱

第1 目的

本事業は、労働災害防止活動における安全衛生管理活動の一環として中央労働災害防止協会において、小規模事業場が安全衛生に係る機器の整備を行う場合に、これに要する費用の一部を補助するとともに、石綿等を取扱う業務に従事している労働者等の健康管理の一層推進のため、特殊健康診断機関が胸部デジタルレントゲン機能搭載の検診車の整備を行う場合に、これに要する費用の一部を補助することにより、小規模事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的とする。

第2 補助事業

1 補助事業者

補助事業者は、中央労働災害防止協会（以下「中災防」という。）とする。

2 補助事業の内容

中災防が実施する補助事業の内容は、職場改善用機器等整備事業及び胸部デジタルレントゲン機能搭載検診車の整備事業とする。

(1) 職場改善用機器整備事業

ア 補助対象事業場

補助対象事業場は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- (ア) 小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業に参加している団体に属する中小企業者（資本の額又は出資の総額が1億円以下の法人である事業者又は常時使用される労働者数が300人以下の事業者をいう。以下同じ。）の小規模事業場（常時使用される労働者数が50人未満の事業場をいう。以下同じ。）であること。
- (イ) 安全衛生活動を行っている団体に属する中小企業者の小規模事業場のうち、上記（ア）以外のもの。

イ 補助対象機器

補助対象機器は、アの（ア）の事業場に対しては別表の補助対象機器の欄の1、2及び3に定めるもの、またアの（イ）の事業場に対しては別表の補助対象機器の欄の3に定めるものとする。

ウ 補助要件

補助は、次の要件を満たす場合において行う。

- (ア) 補助を受ける事業場については、中災防が名簿登載した労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の行う安全衛生診断を受診していること。
- (イ) 補助を受ける事業場については、機器の設置に係る計画を適切に作成していること。
- (ウ) アの（ア）の事業場については、所属団体の推薦を受けていること。
- (エ) アの（イ）の事業場、若しくは（ア）の事業場であって別表の補助対象機器

の欄の3の機器に対する補助を受ける事業場については、当該機器の設置を含む快適な職場環境の形成のための措置の実施に関する計画について都道府県労働局長による認定を受けていること。

#### エ 補助金の額

補助は、予算の範囲内で行うものとし、その額は次のとおりとする。

(ア) 1機器当たりの整備に要する経費が20万円以上の機器を対象とし、当該機器の整備に要する経費の3分の1を限度とする。

なお、補助を行うのは別表に掲げる補助対象機器の整備に要する経費のうち、補助を行う経費の欄に掲げるものに限る。

(イ) 1事業場当たりの補助金の額は、200万円を限度とする。

### (2) 胸部デジタルレントゲン機能搭載検診車整備事業

#### ア 補助対象機関

補助対象機関は、団体安全衛生活動援助事業に係るサービス機関として名簿登録した特殊健康診断機関とする。

#### イ 補助対象機器

補助対象機器は、胸部デジタルレントゲン機能搭載の検診車の整備に関する以下の内容を対象とする。

(ア) 胸部デジタルレントゲン撮影用ユニット

(イ) その他、胸部デジタルレントゲン撮影に必要と認められるもの

#### ウ 補助要件

補助は、次の要件を満たす場合において行うこととする。

なお、1特殊健康診断機関あたり1年度に1台限りとし、2年連続して補助は行わないこととする。

(ア) 当事業により補助を受けた日の属する次の年度において、検診車による巡回検診で行う石綿及びじん肺に係る特殊健康診断を行う見込みがあること。

(イ) 過去5年間において、本事業以外の国、地方公共団体、(財)日本宝くじ協会及び(財)JKA等の胸部レントゲン検診車補助を受けていないこと。

#### エ 補助金の額

補助は、予算の範囲内で行うものとし、その額は次のとおりとする。

(ア) 1特殊健康診断機関当たりの補助金の額は、補助対象機器の整備に係る経費の2分の1を限度とする。

(イ) 1特殊健康診断機関への補助金の額は、1,350万円(消費税込み)を限度とする。

### 3 国の補助

国は、中災防に対し、補助事業を行うために必要な経費について、補助金を交付する。

## 第3 適用時期

本要綱は平成21年度より適用する。

別表

職 場 改 善 用 機 器

| 補助対象機器           | 補助事業の内容  | 補助を行う経費  |
|------------------|--|--|
| 1 機械の安全化のための機器   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・動力プレス機械クラッチ改造等安全化</li> <li>・各種自動機械安全装置及び非常停止装置取付</li> <li>・業務用自動車に対するエアバッグの取付</li> <li>・その他各種機械の安全装置及び非常停止装置取付</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>①改造経費(含機材費)</li> <li>①取付経費(含機材費)</li> <li>①取付経費(含機材費)</li> <li>①取付経費(含機材費)</li> </ul> |
| 2 作業環境改善のための機器   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業環境改善機器の購入<br/>(作業環境改善機器)<br/>排ガス装置<br/>除じん装置<br/>局所排気装置<br/>プッシュプル型換気装置<br/>全体換気装置<br/>防音装置<br/>その他厚生労働省労働基準局長が必要と認める機器</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>①機器購入経費</li> <li>②機器改善経費</li> </ul>   |
| 3 職場環境の快適化のための機器 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・快適職場推進計画の認定を受けた事業場における職場環境改善機器の購入<br/>(職場環境改善機器)<br/>空気調和機<br/>空気清浄機<br/>機械換気装置<br/>局所排熱装置<br/>冷房機器又は装置<br/>暖房機器又は装置<br/>脱臭装置<br/>局所排気装置<br/>プッシュプル型換気装置<br/>分煙装置<br/>音声報知装置(ブザー、サイレン等に代わり音声で報知する装置)<br/>電光等表示装置(音による報知の補助を表示により行う装置)<br/>その他厚生労働省労働基準局長が必要と認める機器</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①機器購入経費</li> <li>②機器改善経費</li> </ul>   |